# 救急救命士法施行令 （平成三年政令第二百六十六号）

#### 第一条（免許証の再交付手数料）

救急救命士法（以下「法」という。）第十一条の政令で定める手数料の額は、五千円とする。

#### 第二条（免許に関する事項の登録等の手数料）

法第十六条第二項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

###### 一

救急救命士名簿に免許に関する事項の登録を受けようとする者

###### 二

救急救命士免許証明書の書換え交付を受けようとする者

#### 第三条（救急救命士試験委員）

法第三十二条第一項の救急救命士試験委員（以下「委員」という。）は、救急救命士国家試験を行うについて必要な学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

##### ２

委員の数は、五十人以内とする。

##### ３

委員の任期は、二年とする。

##### ４

委員は、非常勤とする。

#### 第四条（受験手数料）

法第三十六条第一項の政令で定める受験手数料の額は、三万三百円とする。

#### 第五条（指定試験機関に関する読替え）

法第四十一条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

# 附　則

この政令は、法の施行の日（平成三年八月十五日）から施行する。

# 附　則（平成六年九月一九日政令第三〇三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

# 附　則（平成九年三月二四日政令第五七号）

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年三月一七日政令第六五号）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成二一年三月四日政令第二八号）

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。